

議案第82号

芽室町ふるさと交流センター設置及び管理条例中一部改正の件

芽室町ふるさと交流センター設置及び管理条例を次のとおり一部改正しようとする
ものであります。

令和2年3月3日提出

芽室町長 手 島 旭

芽室町ふるさと交流センター設置及び管理条例の一部を改正する条例

芽室町ふるさと交流センター設置及び管理条例（平成10年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第2条中「研修生」の次に「、新規就農者、雇用労働者」を加える。

附 則

この条例は、令和2年8月1日から施行する。

説 明

受入対象者の拡大により施設の有効活用を図るため、本条例の一部を改正しようとするものです。

芽室町ふるさと交流センター設置及び管理条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>(設置)</p> <p>第2条 都市と農村の交流を推進するとともに、山村留学、農業研修生、<u>新規就農者、雇用労働者</u>の受入れを図るため、芽室町ふるさと交流センター（以下「センター」という。）を設置する。</p> <p>附 則 この条例は、令和2年8月1日から施行する。</p>	<p>(設置)</p> <p>第2条 都市と農村の交流を推進するとともに、山村留学、農業研修生の受入れを図るため、芽室町ふるさと交流センター（以下「センター」という。）を設置する。</p>